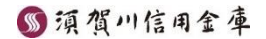


ＩＣカード特約規定



1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行するキャッシュカードのうち、ＩＣチップが付加されたカード（以下、「ＩＣカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約はカード規定および法人カード規定（以下、「当金庫カード規定」といいます。）の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫カード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約の定めのない事項は当金庫カード規定により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫カード規定の定義によるものとします。

2. (ＩＣカードの利用)

ＩＣカードは、次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫所定のＩＣカードが利用できる預金機を使用して預金に預入れをする場合
- (2) 当金庫所定のＩＣカードが利用できる支払機を使用して預金の払戻しをする場合
- (3) 当金庫所定のＩＣカードが利用できる振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- (4) その他当金庫所定の取引をする場合

3. (ＩＣカードの有効期限)

ＩＣカードの有効期限は、無期限とします。

4. (ＩＣカードの発行時における手数料の取扱い)

ＩＣカードの新規発行は、手数料を無料とし、再発行する際には、当金庫所定の手数料をいただきます。

5. (規定の変更等)

- (1) 本規定は民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当するため、当金庫は本取引の内容、料率、手数料、利用時間や限度額等の取引条件について、同法第548条の4の規定により、次のいずれかの場合に本規定の条項を変更できるものとします。
 - ① お客さまの一般の利益に適合する場合
 - ② 法令、経済情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合
- (2) 前項により本規定の条項を変更する場合には、本規定を変更すること、その内容および変更の効力発生時期を、店頭掲示および当金庫のホームページに掲載します。
- (3) 前項に定める変更の効力発生時期は、店頭掲示および当金庫のホームページの掲載によりお客さまが変更を周知するのに必要と判断される期間を経過した後の時期を定めるものとします。

以上
R02.04